

魏時代の九品官人法について

越智, 重明
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/24500>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 2, pp. 15-32, 1974-03-28. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

魏時代の九品官人法について

越 智 重 明

は し が き

本稿は別稿、「魏王朝と士人」（史淵第百一一輯）、同統篇の補論の一部として、文官を対象とする選挙制度である九品官人法を、時代を一応魏に限ってとりあげるものである。

（本稿では旧来の私見を訂正したところがある。）

一、九品官人法という言葉について

魏志卷二二陳羣伝に、

及即王位、封羣昌武亭侯、徙為尚書、制九品官人法。

羣所建也。

とある。ここで王位に即いたとあるのは曹丕（のちの魏の文帝）である。この記事は後漢末陳羣がいわゆる九品官人法を制定したことを示す基本的な史料である。ところで、右の線の部分の読みかたは一定していない。この読みかたは、新しい選挙制度の理解そのものにも関連し、それだけに重要なものである。本節は九品官人の法を考察する一前提として九品官人法という言葉が一語であることをとりあげる。

魏時代の九品官人法について（越智）

北堂書鈔卷六十設官部一二吏部尚書七四に引く魏略に、
陳羣、字長文。延康元年、始建九品官人法。拜吏部尚書。

とある。魏略は魏志よりもまえに出来たものであるが、そこに初めて九品官人の法を建つ、とあるのは、九品官人の法が一つの言葉であるのを察せしめるに足る。こうしたことを頭において右の魏志の記事を見ると、線部分は魏王が九品官人の法を制せしめた、この九品官人の法は、（その命を受けた）陳羣が建てたものである、といったように読むべきであると考えられる。ここに見えるような、ある動詞（この際は「制」）の目的語（この際は「九品官人法」）が、同時に意味上の主語として別の述語（この際は「羣所建也」）に対するということ（別の表現をすれば、「制九品官人法」はそれで一旦文章として完成するが、その目的語（九品官人の法）が「それは」という提示格としてそのあとの「羣所建也」に対するとあること）は、三国志の記述様式の一つである。魏志卷一三鐘毓伝に、鐘毓について、

魏時代の九品官人法について（越智）

入為御史中丞侍中廷尉。聰君父已没、臣子得為理諍、及士為侯、其妻不復配嫁、毓所建也。

とあり（聰の主語は天子）、魏志卷一四董昭伝に、

（前略）後太祖（曹操を指す）遂受魏公魏王之号。皆昭所創也。

とあるのはその事例である。

また、通典卷一四選舉二歴代制中には、

延康元年、吏部尚書陳羣以、天朝選用、不尽人才。乃立九品官人之法。州郡皆置中正、以定其撰択。州郡之賢、有識鑿者為之。區別人物、第其高下。

とある。この九品官人の法も当然一語としての九品官人の法である。ただし、この記事には後世の投影がある。すでに別稿で指摘したところであるが、魏晋南北朝の制度に関する言葉には、ある制度が問題とされたとき、その時点よりあとの時点の様態が投影される場合が多い（東洋学報第四十六巻第二号、拙稿「九品官人法の制定について」）。次節で引く傅子の記述、通典選舉歴代制中に見える注などにもそうした投影が窺われる。右の記事についても、吏部尚書を尚書に、天朝を魏王国の「中央」朝（の意味）に読み、州郡の州を削って読むべきである。（この際の天朝という言葉については別の機会にやや詳しく論ずる。）

このように見てくると、魏王国の尚書陳羣が魏王国内の十

郡を対象にいわゆる九品官人法を制定したとき、九品官人の法という言葉が生じたといえる。（以下、九品官人の法を、とくにそのままいふ必要がない場合、九品官人法という。）

二、九品官人法

九品官人法は後漢極末、延康元年（西紀二二〇年）魏王国内の十郡に施行され、ついで魏王朝が黄初元年十一月（延康元年と黄初元年とは同年）創められるとその全版図に施行された。（最初中正は郡中正だけであったが、魏に入ると間もなく郡中正と同質の国中正が設けられた。）前者は後者の出現を予定したもので、実質的にはむしろ後者のために制定されたといえる。それだけに、前者に受禪にからんでの含みがあったにしても、巨視的にはそれは魏王朝の成立に始まる選舉制度として理解すべきである。ところで、この郡中正の制定から約三十年たつて州大中正の制定を司馬懿がとなえ、政敵曹爽一派がそれに反対したが、司馬懿は曹爽一派を倒してのち新たに州大中正の制を制定した。これは嘉平の初期のことと考えられる。以後州大中正の制が中正制度の中心となり郡国中正をその支配下においた（宮崎市定氏「九品官人法の研究」）。（以下、郡中正、郡国中正だけが存在していた時代を郡中正の制時代とし、州大中正が存在した時代を州大中正の制時代という。また、郡中正、郡国中正をあわせて郡

中正といひ、郡中正、郡国中正に關しては郡国を郡といふ。)
ところで、九品官人法に關連した言葉として、九品、九品
之制といった言葉がある。本節はそうした一連の言葉を取り
あげ、その間に魏時代の九品官人法が当時の基本的な選挙制
度であつたとしても旧來の察举制などを含むものではなかつたこ
とを解明する。

まず、郡中正の制時代のものであるが、太平御覽卷二六五
職官部六三中正に、

晋宣帝除九品、州置大中正議、曰、案九品之状、諸中正
既未能料究人才。以為、可除九制(品)。州置大中正。曹義集
九品議曰、伏見明論、欲除九品、而置州中正。欲檢虛
實、一州闊遠、略不相識。訪不得知會。復軫訪本郡先達
者耳。此為問州中正、而實決於郡人。

とある。晋宣帝は司馬懿を指す。曹義は曹爽の弟でその陣營
の一人である。この状は、明かに郡中正が各官吏(新たに官
吏になろうとするものを含む)について決める状のことであ
る。これが官品の九品に關係づけられ、各官吏の官序(官吏
として歩むコース)に大きく影響するところから右の九品の
状という表現が生まれたのであろう。また、右の二つの「除
九品」の九品は、郡中正の基本的職分が九品の状の決定であ
ることをふまえて、郡中正そのものを意味している。(除九
品は郡中正をやめること。)九品議の九品もそうした意味で

魏時代の九品官人法について(越智)

あろう。なお、右に除九制とあるのは蓋し除九品の誤りであ
らう。ところで、太平御覽職官部中正に引く晋書に、

干宝称、晋宣帝除九品、置大中正。

とある。この「除九品、置大中正。」は郡中正の制をやめて
州に州大中正を置いた、という意味となろう。

ただし、州大中正の制制定以後も郡中正は依然存続し、ま
た州大中正が決めるという形で状も存続している。しかし第
四節でふれるように、その郡中正は、人才を料り究めるとい
う州大中正の制制定の目的に副うものであり、状も亦その目
的に副う役割をもたされている。蓋し、右の干宝の説はこう
した郡中正、状の「再生」に眼を注いだものではなく、旧來
の郡中正の制の廃止に重点をおいたものであろう。

つぎに、太平御覽職官部中正に、

傅子曰、魏司空陳群始立九品之制。郡置中正、平次人
才之高下、各為輩目。州置都而摠其議。

とある。傅子は西晋の傅玄の撰である。ところで、陳羣は郡
中正の制が制定された時期には死亡しており、それだけに彼が州
に州都_{州大中正}を置き郡中正の決めた輩と目_{州大中正}状とを総べ
させるといったことをする筈はない。そうすると右の記事に
はのち州大中正の制が制定されたときのことを投影したところ
があると考えよう。ところで、右は、州大中正關係の記述
を除いた際、陳羣が初めて九品の制を立てたが、それは郡に
(17)

中正をおき、郡中正が人才の高下をさだめてそれぞれの輩と目||状とをならべつくる制度であつたとしてゐるものである。これは陳羣が九品官人法を制定し郡に中正をおいたことについて述べてゐるものに相違ない。ただし、そのとき陳羣は、まだ魏の司空になつてゐない。それに就いたのはずっと後のことである。従つてこの司空という官はのちの事実の投影とされよう。さて、ここでは郡中正のもつ職分として輩と目||状をつくることが出てきてゐる。輩はある人物について、それと同じ程度の人物を決めたものである。これはもちろん状にくらべて副次的なものである。このように見てくると、この九品の制というのは、郡中正が官吏について状（・輩）を決め、それがそのものの官吏としての官品九品の官序に大きく影響する制度である、とされよう。

さきに見た九品とこの九品の制とは当然基底を同じくするが、その基底は、郡中正が状を決めそれが官吏としての九品の官序に大きく影響する、ということである。ところで、右の二例では、郡中正が状（・輩）を決めるにあたり郷論をとるといふことが示されてゐない。しかし、少なくとも形式上そうしたことがあつた。これは周知の通りである。

つぎに、州大中正の制出現時以後のものであるが、そこでは自ら右にみたのと違つた意味合いの場合が多くなる。その重要なもの若干をとりあげてみよう。晋書卷三六衛瓘伝に、

瓘以、魏立九品⁽¹⁾、且權時之制・非經通之道。宜復古鄉
 里選。与太尉亮等上疏曰、……魏氏承顛覆之運、起
 喪亂之後、人士流移、考詳無地。故立九品之制⁽²⁾、粗具
 一時選用之本耳。其始造也。鄉邑清議、不拘爵位。褒貶
 所加、足為勸励。猶有鄉論余風。中間漸染、遂計資定品、
 使天下觀望、唯以居位為貴人。棄德而忽道業、爭多少於
 錐刀之末。傷損風俗、其弊不細。今、九域同規、大化方
 始。臣等以為、宜皆蕩除下法、一擬古制、以士断定自公
 卿以下、皆以所居為正、無復懸客遠屬異土者。如此、則
 同鄉鄰伍、皆為邑里。郡県之宰、即以居長。尽除中正九
 品之制⁽³⁾、使孝善進才、各由鄉論。然則下敬其上、人安
 其教。俗与政具清、化与法並濟。人知善否之教、不在交
 遊、即華競自息、各求於己矣。今除九品⁽⁴⁾、則宜準古、
 制使朝臣共相舉任。於出才之路、既博、且可以厲進賢之
 公心、覈在位之明闇。誠令典也。

とある。この上疏はもちろん州大中正の制定時以後のものである。それだけに、その上疏時でいえば、州大中正が郷論をとつて郷品を決め、それを官吏の官品九品の官序に大きく影響させるといふことがあつたが、それは州大中正の基本的職分であつた。ところで、右の(1)、(4)の九品の制の九品は、郡中正の制時代の九品、州大中正の制時代の九品というように、時代的・内容的に九品を明確に分けた形でと

りあげた際の九品ではなく、それぞれが両者を含むものである。そうした用法は両者に基本的性格としての共通項があるところに生じたものであるが、その共通項は、中正が郷論をとり、その結果が官吏の官界における官品九品の官序に大きく影響する、ということである。(こうした際の九品と九品の制とは同じものである。)さて、(3)の「中正九品之制」は(1)、(2)、(4)と同じ内容とすべきである。それだけにこれは中正と九品の制と二つに分けて読むよりも、中正九品の制と一語として読むべきであろう。

ところで、太平御覽職官部中正に、

孫楚集、奏曰、九品漢氏本無。斑固著漢書、序先往代賢智、以為九條。此蓋記鬼錄次第耳。而陳群依之、以品生人。魏武拔奇決於腎臆、収才不問階次。豈賴九品、而後得人。今可令長守為小大中正、各自品其編戶也。

とある。ここでは陳羣が九品官人法を制定したことをとりあげているが、その際、西晋時代、州大中正が生きた人間を対象に郷品九品を決めるといふ様態と、州大中正の制下、州大中正が決めるものの中心は郷品九品であるといふ様態とが九品官人法制定時にもあつたとしている。右は上奏文のままの記述であるが、そこにも後世の官制の投影がある。なお、上奏文にあつても後代の官制を投影した事例として、他に太平御覽卷二一四職官部一二吏部尚書にのせる傅咸集の表があげ

魏時代の九品官人法について(越智)

られよう。何れにしてもこの九品は郷品九品のことと考えられる。

また、晋書卷四五劉毅伝に、

毅以、魏立九品、權時之制。未見得人、而有八損。乃上疏曰、……今立中正、定九品、高下任意、榮辱在手。操人主之威福、奪天朝之權勢。……愚臣以為、宜罷中正、除九品、棄魏氏之弊法、立一代之美制。

とある。この記事の最初の九品はさきの晋書衛瑾伝に見える九品(の制)と同じ内容であろう。ただし、右の上疏の全体からみて「立中正、定九品」は州大中正(、その下の郡中正)をたて、郷品九品を定める、といつた意味と解され、また、「罷中正、除九品」は、州大中正(、その下の郡中正)をやめ郷品九品を除く、といつた意味と解される。(後者にあつては、中正制度の廃止は自ら状・輩の廃止をとまうことになる。)

なお、九品官人之法という言葉は、言葉としては一つであるが、その言葉としての内容を問題とした際、一応、九品をもつて人を官(人)にする法を意味するもの、あるいは、九品(の法)と官人の法との二つからなるもの、として理解されよう。まず前者の場合、その九品は、郡中正の制時代であれば、郡中正が官吏について状を決め、それが官吏としての九品の官序に大きく影響する、ということを意味することに

魏時代の九品官人法について（越智）

なり、州大中正の制時代でいえば、州大中正が官吏について郷品（九品）を決め、それが（主として）官吏としての九品の官序に大きく影響する、ということの意味することになる。さきの九品からあとの九品への転化は、外形上、中正が郷論をとつてその人物を評定し、それが官吏としての官品九品に大きく影響する、という線を媒介として十分可能である。つぎに後者の場合、その九品は右の九品と同じ内容となる。官人の法については往々それが吏部尚書との関連において現われてくる。例えば、郡中正の制時代のもとして、魏志卷二二盧毓伝に、

詔曰、官人秩才、聖帝所難。必須良佐、進可替否。侍中毓稟性貞固、心平体正、可謂明試有功、不懈于位者也。

其以毓爲吏部尚書。

とあり、州大中正の制時代のもとして、北堂書鈔卷六〇設官部一二吏部尚書七四に、

晉諸公讚云、山濤爲吏部尚書。官人称允也。

とあり、晉書卷四五任愷伝に、

（前略）或爲（賈）充諫曰、愷摠門下樞要、得与上親接。

宜啓令典選。便漸疎。此一都令史事耳。且九流難精、間隙易乘。充因称、愷才能、宜在官人之職。帝不之疑。謂

充舉得其才。即日以愷爲吏部尚書、加奉車都尉。

とある。こうした官人の語は吏部尚書の行方人事を意味する。

こうした観点から九品官人法をとりあげた際、九品官人法は郡中正の制時代でいえば、郡中正が官吏について状を決め、それを吏部尚書が九品の官序に大きく影響させる選挙制度を意味することになり、州大中正の制時代でいえば、州大中正が官吏について郷品（九品）を決め、吏部尚書がそれを官吏としての九品の官序に大きく影響させる選挙制度を意味することになる。

いままで九品、九品の制（という言葉）を中心に考えてきた九品官人法の実態は、旧来の察举制、つまり地方長官（太守、刺史）が中央政府に適当と思う人物を推薦する選挙制度を中心とする一連の選挙制度とは違うものである。また九品官人法制定の目的の一つは、のちにふれるように、旧来の察举制（など）のもつ弊害を除くにあった。こうしたものであるだけに、九品官人法は察举制なりを中心とする旧来の選挙制度なりを含まなかつたとされよう。なお、文帝は黄初二年正月に各郡の太守に孝廉を察举させ、黄初三年正月にも各郡に年令に關係なく儒の経術に通じ吏の文法に達したものを中央に推挙させている。この実効とくに前者の実効は大したものではない。これらは一種の人心懐撫策といえようが、何れにしても、こうした選挙は九品官人法とは一応無關係であるとされよう。（おそくとも西晋になると、九品官人法、察举制の何れとも無關係に、太学で試験に合格したものが郷品

を得て官吏となることも生じた。）

なお、九品官人法廃止後、九品などの言葉は、旧来のどれかの用法のように使用されることがある反面、やや新しい用法をもつものとして使用されることがある。前者の例として、通典選舉歷代制中に、

按九品之制、初因後漢建安中天下興兵、衣冠士族多離於本土。欲徵源流、遽難委悉。魏氏革命、州郡臬俱置大小中正、各以本処入任。諸府公卿及台省郎吏有德充才盛者爲之。區別所管人物、定爲九等。其有言行修著、則升進之、或以五升四、以六升五。儻或道義虧闕、則降下之。或自五退六、自六退七矣。是以吏部不能審定覈天下人才士庶。故委中正、銓第等級、憑之、授受。謂免乖戾及法弊也。唯能知其闕閱、非復弁其賢愚。所以劉毅云、上品無寒門、下品無勢族。南朝至於梁陳、北朝至於周隋、選舉之法、雖互相損益。而九品中正、至開皇中、方罷。討其根本、陳壽魏志言之太略。故詳弁之也。

とあるのがあげられる。この九品の制は前引の晋書衛瓘伝に見える九品、九品の制、晋書劉毅伝に見える最初の九品と同一内容であり、「九品及中正」は、郷品九品と（広義の）州大中正の制とを指している。つぎに後者の例であるが、前引の北堂書鈔の魏略の記事は、「建九品之法」という項目のものにある全文である。そうするとこの九品の法は九品官人法

を意味しているとすべきである。また、通典卷一四選舉二歴代制中に、

晋依魏氏九品之制。内官、吏部尚書司徒左長史、外官、州有大中正、郡国有小中正、皆掌選舉。若吏部選用、必下中正、徵其人_{居及父祖官名}。

とある。この九品の制の存在した時期は、州大中正の制定時以後の魏時代、それをうけた晋時代である。ここでは、内官で州大中正（そのもとにある郡国中正）が郷論をとつて決め、郷品などに基いて官吏の人事を行う吏部尚書、同じく内官で州大中正から送られた郷品などを受取つて検討し、それを吏部尚書に送る司徒左長史、外官で郷論に基いて郷品九品などを決めそれを司徒府（通常、司徒府で、その郷品を事実上検討するのは司徒左長史である）に送る州大中正、（そのもとにある）郡国中正（郡国が小中正とあるのは、州大中正に對比したものである）が、郡国には必ずしも小中正だけがないのではない。大中正もいる。本稿で郡中正というのは両者を一括したものである。）が列挙されているが、この九品の制は、それらすべてが関与した選舉を意味する。それだけにこれは九品官人法そのものを指しているといえよう。

三、郡中正の制定（概要）

本節は郡中正の制定の目的がどのようなものであつたか

ということに關する私見をやや結論的に述べ、ついでそれに關連する魏略の記事を再検討する。

郡中正の制定の第一の目的は、官吏としての能力をよく知ることにあつた。第一節で利用した通典選舉の記事に陳羣が旧來のやりかたでは魏の「中央」政府の選用が人才を尽さないとして九品官法をつくつたとあるのはそれを物語つてゐる。そこでは郡中正がすでに官界にある人物について状を決めるだけでなく、これから官吏にならうとするものについても状を決めたことが考えられる。のちに引く魏志常林伝の注の魏略の記事と思われるものから知られるように、状は具體的には本人の徳行と官吏としての能力とを示すものであるが、後者の方がより重視されている。これは郡中正が個人としての官吏の能力を評定したということである。

ところで、通典選舉には、「魏文帝為魏王。時三方鼎立、士流播遷。四人^(方)錐雜、詳覈無所。」とあり、それに続いて、先にとりあげた陳羣が九品官法をつくつたとする記事がある。(この両者は内容的に連続しない。)ここにあげた記事では九品官法制定の目的が士人の流移に対応した選舉を行うにあつた事が示唆されている。いまこの点を考えてみよう。この記事の主な原拠となるのは前引の晋書衛瓘伝の衛瓘の上疏である。この上疏の主意は、九品官法は、士人が各地に流移したにもかかわらず土断を断行しないまま選舉を行な

おうとしたところに生じたものである。現在その弊害がひどいから、土断を行ひ古の郷举里選に復するとともに九品官法を廢止せよ、というにある。さて、九品官法制定時についていえば、郡中正がそれぞれの郡に本貫をかける士人をすべて把握できたにしても、流移の士人はかつての「人士流移考詳無地。」のときの状態がそのままなのであるから、そのものについて(その移住先の人々の輿論がとれたにしても)本貫の郷邑清議がとれる筈はない。そうした点からすれば右の議論には矛盾がある。やや結論的にいえば、右に見える九品官法制定の目的は右の議論をくみたてる上の一つのあやしかも必要なあやである。これに基いて九品官法制定の目的が士人の流移に対応した選舉を行うにあつたとするのは無理である。

第二の目的は、選舉制度を通じて官界に私的情誼關係がもちこまれるのを防ぐにあつた。旧來の察舉制では察舉したものと察舉されたものとの間に私的な情誼關係が生じ、それが官界を混乱させ腐敗させる一因となつていた。九品官法は機械的にそうした私的情誼關係が生ずるのをできる限り防ぐようになつていた。これは結局、天子の支配権力強化策の一環として理解される。この点についてはすでに別稿で論じた(前掲、「九品官法の制定について」)のでここでは再論しない。

なお、九品官人法が官吏の能力をよく知るために制定されたとすれば、旧来の察舉制は官吏の能力を知る点に欠けているということにもなる。漢魏晋南北朝の察舉制については別の機会にとりあげるが、それに右のような欠陥があり、そのことがひいては官吏としての能力を蔽いかくしたことは無視できないであらう。

第三の目的は、郷論をとるという意図を示すにあつた。魏王曹丕（受禪して文帝）は対内的には強大な軍勢力と屯田経営による経済力とをもつていた。しかし、そうした物理的な力をもつというだけでは受禪の十分な理論づけはできない。そこで曹丕とその中央の高官層とは、受禪が天下の民衆の希望に副うものであるという形の新儒教倫理をつくりだし、そこに受禪の正当性をおいた（前掲、「魏王朝と士人」）。それは不可避免的に中央の各官吏の官序さらにはその存立の意義づけを郷村の民衆の輿論（郷論）に求める形態を、政治構造的に示す事を必要とせざる。郡中正が各郡単位に郷論を考へ、その結果を頭において状（、輩）を決めるといふのは、自ら右と關係をもつ。ところで、当時各郡の郷論は豪族層に有利に捏造されていた（古代学第十五卷第二号拙稿「九品官人法の制定と貴族制の出現」）。それだけに、右を徹底すれば、その中央官吏層の人事は豪族勢力に左右されてしまう。また、それは右に九品官人法制定の目的としてかかげた人材主義を

魏時代の九品官人法について（越智）

否定することにもなる。また、ここでは単家出身者が旧来のような要官、高官の地位につくのが否定されることになる。かくて、郡中正の郷論のすいあげは形式的なものに止まつた。この際、各郡の中正にだれが就くかということ、郡中正の決める状の具体的内容とが問題となるが、つぎに述べるように、郡中正には曹氏の中央要官層が就任しており、また状の内容は極めて抽象的であつて、そこに豪族層の意向が決定的に官序に影響するのを防ぐようになっていた。魏王朝成立後にも、（精神的な面に問題は生じたが、）単家が中央の要官としての途を歩むことが続いている（前掲、「魏王朝と士人」）。これは右と相応するところをもつ。（郡中正が文字通りの民衆の郷論をとつたということは考えがたい。）

さて、魏志卷二三常林伝の注に引く魏略の記事と思われるもの（以下、魏略とする）には、吉茂について、武德侯庶子であつたとき、建安二十二年（恐らく正確には二十三年）の宗人の事件に坐し一旦収められたが、彼とそれのものとの服第がすでに絶えているのが明かになつたため坐しなかつたことを記し、続いて、

後以茂為武陵太守。不之官。轉鄴相。以国省、拜議郎。景初中病亡。

とあり、続いて吉茂の性格を記し、さらに続いて、

先時国家始制九品。各使諸郡撰置中正。差叙自公卿以下

至于郎吏、功德材行所任。茂同郡護羌校尉王瑱前數為郡守。不名為清白。而瑱子嘉仕歷諸果、亦為通人。嘉時還為散騎郎。馮翊郡移嘉為中正。嘉叙茂雖在上第、而狀甚下、云、德優能少、茂愠曰、痛乎、我効汝父子冠幘劫人邪。

とある。ここに公卿以下郎吏に至るまで、とあるが、これは中央官界における公卿から郎吏までのことと解されよう。一線の部分だけを切りはなしてみると、それは公卿以下郎吏までを中央政府が中正に差叙したとも、中正が公卿以下郎吏までを差叙したとも読める。つまり、差叙したものが中央政府であるとも中正であるとも考えられるのである。筆者はさきこれを前者のように読んだ。しかし、それに反し後者のように読むべきであるとする見解もある。ところで、右の魏略の記事全体はまず吉茂の官歴を記し、ついで吉茂の性格を記し、ついでやや話を交えた形で郡中正が制定されたときどのような官のものがどのような形でそれに任命されたかということを記し、ついで王瑱とその子王嘉の人がらがよくなかつたことを記し、ついで王嘉が散騎郎として郡中正となる資格をもっていたが、本郡の馮翊郡が王嘉を移して中正としたことを記し、ついで馮翊郡中正王嘉が吉茂を（上第とはしたものの）状の文句を悪くしたので王嘉が愠つて王瑱・王嘉父子の人がらにかこつけたうらみごとをはいたのを記している。右において諸郡が中正を撰置するというのは、全体的に考え

て、郡太守が適当と考えられる有資格者を、中央政府の一部で直接郡とは命令系統にない官庁に移し（これに該当する官庁としては、司徒府しか考えられない）、その結果として郡中正の発令が（尚書省から）ある、という中正の任命手続き上の最初の点をいつているものである。ところで、基本的な筋書きからいえば、一線の部分は、郡が中正を撰置しそれが（中央の尚書省で）発令されることと、王嘉が（有資格者として）郡で中正に撰置され発令されたこととの間に入るもので、それだけに、それは中正たるべき有資格者について述べているとするのが穩当であろう。これは差叙したのが中央政府と考えられるということである。

ところで、通典歴代制中の注に、

魏氏革命、州郡果俱置大小中正。各以本処人任。諸府公卿及台省郎吏、有德充才盛者為之。區別所管人物、定為九品。

とある。この記事に後世の投影があることはいままで述べてきたところに明かであろうが、その点をとり除いたもの（後記事）とさきに問題とした魏略の一線の記事（前記事）とを対比すると、後記事が前記事かそれに近い史料をその主材料とし、それに補足（後世の投影）を加えたものであることが考えられる。後記事は明かに一線の部分を公卿以下郎吏までを中央政府が中正に差叙したと読んでいるが、かくてそこ

には前記事（かそれに近い史料）の正確な理解があつたとされよう。

いま右の私見を別の方面から確かめてみよう。まず右に見える郎吏という言葉についてであるが、これは漢から魏晋南北朝にかけて存在する。結論をさきにいえば、それは郎_{II}郎官のことである。後漢書卷四和帝紀の注に引く漢官儀に、

三署、謂五官置也、左右置也。各置中郎將、以司之。郡國
舉孝廉、以補三署郎。年五十以上屬五官。其次分在左右
署。凡有中郎議郎侍郎郎中四等。無員。

とある。ここには文官的な郎すなわち三署郎が孝廉から補され、そこに中郎、議郎、侍郎、郎中の四等があつたことが示されている。これらは（三署の）郎官、郎とよばれる。（ただし、漢時代の郎官は孝廉出身に限らない。）ところで、周知のように南北朝までは官と吏との別はなかつたが、それだけに郎は官でもあり吏でもあつた。右の三署郎の場合も、それは三署郎吏ともよばれている。後漢書卷六六陳蕃伝に、
又詔、下州郡、一切皆得舉孝廉・茂才。蕃上疏駁之曰、
……又三署郎吏二千余人。三府掾屬過限未除。但當挾
善而授之、簡惡而去之。豈煩一切之詔、以長請屬之路
乎。

とあるのはそれを察せしめる。また、漢書卷七六韓延寿伝に、
（前略）延寿三子皆為郎吏。且死、屬其子、勿為吏。以

魏時代の九品官人法について（越智）

己為戒。子皆以父言、去官不仕。至孫威、乃復為吏、至將軍。

とある。これは郎吏が吏であると同時に官でもあつたのを証している。いまこうした郎官_{II}郎吏の他の事例を若干あげると、後漢書卷二六趙憲伝に、趙憲について、

肅宗即位、進為太傅錄尚書事。擢諸子為郎吏者七人。
とあり、後漢書卷二三竇憲伝に、

竇氏父子兄弟並居列位、充滿朝廷。叔父竊為城門校尉、
竊弟褒將作大匠、褒弟嘉少府。其為侍中將大夫郎吏十余人。

とあり、後漢書卷五五清河孝王慶伝に、
追封諡宋楊為陽穆侯。楊四子皆為列侯。食邑各五千戸。

宋氏為卿校侍中大夫謁者郎吏十余人。

とある。紙数の都合でこまかい説明を省略するが、ここに見える郎吏はすべていままで見たような郎官_{II}郎吏とすべきである。こうした郎吏の用法は魏晋南北朝に入つても残っている。例えば、魏志卷三明帝紀太和四年二月の条に、

壬午詔曰、……其郎吏學通一經、才任牧民、博士課試、
擢其高第者、亟用。（下略）

とあるのはその一例である。通典選舉歷代制中の注に見える北朝の郎吏、晋書卷四六李重伝に見える郎吏もその事例となる。また、魏書卷三五崔浩伝に「秘書郎吏」とあるのが、

北史卷二一崔浩伝で「秘書郎」となっているのは、郎吏と郎とが同一のものであるのに基くと考えられる。

ところで、九品官にはほぼ旧来二百石以上のものがあてられていたが、そこにはかつて百石であった中央政府の令史、書令史も（例外的に）含まれている。（前掲、「九品官人法の研究」）。一方、郎吏 \parallel 郎官は九品官制では第八品官以上と考えられる。それだけに、もし一線の部分を中正が公卿以下郎吏までを差叙したと読めば、いままで見てきた、九品官たるべきものを対象に状（、輩）を決めるといふ郡中正の基本的職分と喰い違ふことになる。こうした点からいっても一線の部分は、中央政府が公卿以下郎吏までを差叙したと読むべきことになる。（管見の及ぶ限り、漢時代、郎官と令史とを合せて郎吏といつた史料はない。）

ちなみに、差叙という言葉であるが、当時一語としての差叙を他の場所で見たいことはない。当時の差、叙にはいろいろな意味がある。差には選ぶ、等級をつける、といつた意味があり、叙には官職を授ける（任用する）、（中正）が状を述べるといふ意味がある。右の差叙は蓋し選んで任用する、といつた意味であろう。また、魏志卷二二盧毓伝に、

毓於人及選舉、先挙性行、而後言才。黃門李豊嘗以問毓。

毓曰、才所以為善也。故大才成大善、小才成小善。今称

之有才、而不能為善。是才不中器。豊等服其言。

とある。右は盧毓が吏部尚書の職にあつたとき行なつた人事に關するものである。才に對比して性行とあるのは、選舉に關してはほぼ德行とおきかえることが可能であろう。かくてこれは、吏部尚書盧毓が德行と官吏としての能力 \parallel 才能との合致、という理解をふまえて德行第一の線にそつた選舉をしたのを示しているとされようが、その間にかえつて才能を第一にとりあげる選舉が、当時基本的なものであつたのを知りえるであろう。

なお、九品官人法を制定したとき、郡中正に反魏分子をあらひ出させることがあわせて期待されていたかも知れない。しかし、それは別に右の見解と矛盾するものではない。

四、州大中正の制定（摘要）

魏中期、司馬懿は州大中正の制を制定した。その第一の目的は、彼なりの方法で旧来の人材主義を更に強化する事にあつた。郡中正の制の時、吏部尚書は郡中正の決める状によつて本人の官吏としての能力と德行との様態をみ、又本人の官吏としての経歴をみて人事を行つた。しかし、本人の官吏としての考課を行い、それを官序に影響することはなかつた。（状の文句が間接的にそれにふれえるといえるがその文句自体抽象的なものであるだけに、明確に官吏としての治績を示すも

のではなかつた。)明帝のとき内外諸官の考課をどうするかという問題が起つたが、結局十分な解決法はうまれなかつた。州大中正の制とともに生じた郷品の制は、時の降るにつれていく度も内容が変化するが、最初のものについていえば、内外諸官の考課をはたすべき役割をもつものであつた。つまり当時のしくみは州大中正が官吏の治績を考え、その結果を自己の判断によつて(官等とのかねあひにおいて)郷品の一品から九品までにわけ、吏部尚書がそのわくのなかで人事を行ひ、ということになつてゐた。前引の晋書衛瓘伝に見える西晋時代衛瓘が行つた上疏のなかに、州大中正が本人の資を計つて郷品を決めるといつた表現がある。この資は官吏としての資格のことであるが、そこにはやや間接的とはいへ、官吏としての成績も含まれてゐるとされよう。この上疏はやや特殊な観点からなされてゐるものではあるが、それにしてもそこにこうしたことの見えるのはやはり注目すべきことであるろう。こうした郷品は中央・地方の全官吏、上は三公から下は(流外の)里正に至るまで与えられた。ただし、郷品はそれが初めて決められる時点についていえば、州大中正の手によるとは限らない。察挙されて尚書省で行う試験に合格したものや、大学の試験に合格したものも、その成績によつて与えられる。しかし、一旦郷品が決められると、以後その郷品は州大中正の管掌に入つて行く。のち州大中正が起家に際し

魏時代の九品官人法について(越智)

家格を勘案して決める郷品が郷品の制の中心をなすようになるが、郷品はもともと右のようなものであつたと考えられる。(以上見てきたようなものであるだけに、その郷品は、それを(郷邑の品第を意味する)郷品とよぶこと自体奇異な感じがする。事実それはもともと品とか本品とかよばれていたのであつて、郷品というようになつたのは、その性格が変化した西晋末東晋初ごろからであると考えられる。しかし、本稿では以下も便宜上郷品とよぶこととする。)

さて、司馬懿は曹爽一派を葬り去つたあと、州大中正の制を制定したが、その際かつて主張した状と郡中正との廃止を実行に移すことなく、かえつて状、郡中正の両者を人材主義強化に役立たせようとしてゐる。思うにその本来のありかたからすれば状は郷品と相反するものでなく、むしろ両者相まつて人材主義をささえるものである。それだけに状は州大中正が決めるものとして残つた。また、州大中正は州内の全官吏を対象として郷品などを決めるが、州は広大である。それだけに州内の各郡について州大中正よりも正確な知識がえられる郡中正は、それぞれの郡を担当区域としてもつ、州大中正の複数の次官的性格をもつものとして残つた。(このことは、かつて司馬懿と曹爽一派との間で論争の中心となつた状の存廢の問題ひいてはその決定を基本的職分とする郡中正の存廢の問題が、少なくとも司馬懿側から見れば自己の勢力拡

大、相手側打倒の手段に過ぎなかつたのを察せしめるところがある。（下級官吏は郷品をもつても、必らずしも吏部尚書の人事の対象にはならない。また、州大中正の制下、状は限られた官吏についてだけ決められたと思われる。）

第二の目的は、中央の高官層に対し、その官吏としての特権的地位を世襲的に守らせるといふことである。各州の中央の高官層に、その利害の代表者として、州大中正を推挙させたのはそれを物語っている。ところで、司馬懿が州大中正の制を制定したとき、魏の有力な官吏層のなかには必らずしも司馬氏に心服していないものもいた。司馬氏がその反対勢力を除いて実質的に魏王朝の完全な支配者となつたのは、嘉平元年（西紀二四九年）から約十年たつた甘露三年（西紀二五八年）のことである（宮川尚志氏、「六朝史研究政治・社会篇」第二章禅譲による王朝革命の研究）。そのとき司馬氏は懿の時代、懿の子師の時代が終つて師の弟昭の時代になつていた。こうした点からみて、司馬懿は州大中正の制の制定を通じてとくに中央の高官層に恩を売り、それを自らに向わせる必要を痛感していたに相違ないと考えられる。司馬懿が彼らに対し、その官吏としての能力、治績を計り、以てその一層の努力を要求するとともに、彼らなりその子孫なりに（自己の意にかなり限りにおいて）特権的地位を「保証」しようとした背景はそこに求められる。（司馬氏の中央の高官層把握

の意図は巨視的には成功したといえる。）ところで、その「保証」は郷品を媒介として現われるが、それだけに郷品は次第に家格と結びついて本来の性格を失うことになる。もちろん家格が重視されるということは郷品以外についても現われてくる。例えば、通典選舉歷代制中に、「晋依魏氏九品之制……若吏部選用、必下中正、徵其人^才居及父祖官名。」とある。吏部の選舉にあたり中正に父祖の官名を徵するといったことは、必らずや州大中正の制制定以後のことであろう。州大中正の制が制定されてのち、単家で中央の高官となるものが次第になくなって行つたのは、右の家格尊重が動かしがたい歴史の事実となつて行くのと相応する。

さて、宋書卷九四思倖伝に、「軍中倉卒、權立九品。蓋以論人才優劣、非為世族高卑。因此相沿、遂為成法。自魏至晋、莫之能改。州都郡正、以才品人。」とあり、続いて「而举世人才升降盖寡。徒以馮籍世資、用相陵駕。（下略）」とある。この九品は前引の晋書衛瓘伝に見える九品と同一のものである。州都とは州大中正のことである。またその品は品わけのことであろう。前者は九品官人法の建て前をよく示しているものであり、後者は九品官人法が中央高官層を中心に、次第に家格中心に運営されるようになったことを概観しているものである。これは魏晋を通観したものであるが、右に見たところについていえば、前者は第一の目的、後者は第二の目的

とあわせみるべきものとならう。

第三の目的は、新儒教倫理を一段と強化し展開した形で、すべての官吏が郷論によつてささえられるものであることを示すにあつた。これは別稿（前掲、「魏王朝と士人」）でとりあげた。

右は、筆者の考察結果を次節の導論として述べたものである。その考察自体は別の機会に発表する。

五 郷品の制の出現

郷品の制は一般に九品官人法制定時すでに存在していたとされている。筆者はさきにそれが魏中期州大中正の制定時に、その制度と相応するものとして（あるいはその一環として）出現したと思われることを述べた。それに対し矢野主税氏が反対意見を出された（長崎大学教育学部社会科学論双第十八号、矢野氏、「九品の制をめぐる諸問題」）。しかし筆者はやはり郷品の制が魏中期に出現したと考えている。本節は筆者が矢野氏の反論があつても、さきに示した私見をあえて持ち続ける理由を述べる。

まず私見の根拠とする史料であるが、その主なものは三つある。これらはすべて前稿、「州大中正の制に関する諸問題」（史淵第九四輯）に掲出しておいた。その一つは、第二節で引用した太平御覽職官部中正の晋宣帝除九品州置大中正議

魏時代の九品官人法について（越智）

及び曹叡集九品議である。これは州大中正の制定よりまえの議論であるが、前者で司馬懿は、九品の状を案ずるに郡中正は人才をはかり究めることができなから、郡中正の決める状ひいては郡中正の制そのものをやめて州に大中正を置き人才をはかり究めるようにすべきである、という意見を出している。この際、もし郡中正が郷品を決めていたのであれば当然それを取りあげるべきである。それにもかかわらず、右では九品の状だけが問題とされている。また、曹叡のそれへの反対意見にあつても、九品の状を決めるのを基本的職分とする郡中正を除く（やめる）ということに対する反対だけである。これは、郡中正の制時代、郡中正が状の決定を基本的職分としていたのを察せしめるに足らう。他の一つは、同じく第二節で引用した太平御覽職官部中正の傅子の記述である。そこでは後世、州大中正を置いて郡中正を統轄したこと（など）の投影があるが、それを除いて考えると、九品の制が設けられたとき、郡中正が人才を輩、目々状によつて分けたことが示されている。そこにも亦、郷品のことは全く出てきていない。

残る一つは魏書卷六六崔亮伝に、吏部尚書崔亮が格制をつ

くつたことを述べ、さらに、
亮外甥司空諮議劉景安書規亮曰、殷周以郷塾貢士。兩漢
由州郡薦才。魏晋因循、又置中正。諦觀在昔、莫不審舉。(29)

雖未足美、足応十収六七。而朝廷貢才、止求其文、不取其理。察孝廉、唯論章句、不及治道。立中正、不考人才行業、空弁氏姓高下。至於取士之途不溥、沙汰之理未精。

……亮答書曰、……吾兼正六為吏部郎、三為尚書。

銓衡所宜、頗知之矣。但古今不同。時宜須異。何者、昔有中政、品其才第、上之尚書。尚書擬狀量人、授職。此乃与天下群賢、共爵人也。吾謂、當爾之時、無遺才、無濫舉矣。而汝猶云十収六七。況今日之選、專俾尚書、以一人之鑿照、察天下。劉毅所云、一吏部兩郎中、而欲究竟人物。何異以管闕天、而求其博哉。

とあるものである。（劉景安が「雖未足美、足応十収六七。」といっているものと、崔亮が「汝猶云十収六七。」といっているものとは、対象とするものにズレがある。すなわち、前者は殷周、兩漢、魏晉についていっているが、後者はそのなかで「昔」尚書（吏部尚書）が中正の状のみによつて官を授けた時代だけを対象としている。）さて、崔亮の右の答えでは、中正が人才を品わけして状を決め、尚書がその状によつて官を授けた時期（「昔」と、それよりあと尚書省の吏部尚書が専決的に官を授ける時期（それは劉毅が一吏部（尚書）とそのもとにある兩郎中とで人物を究竟しようとする、といった時期よりもまえに始まり、崔亮が劉景安に答えた時期に及ぶ）とを分けている。（後者にあつても中正の制度は

存在している。）右の劉毅は、前引の晋書劉毅伝に見える劉毅に相違ない。何れにしても、この前期（「昔」）は中正の制が始まつて以後しかるべき期間（ただし、劉毅らの活躍する以前まで）ということにならう。

この三者は相まつて郡中正の制が始まつてのち、しかるべき期間まで中正の基本的職分が状を決めることであり、かつそこに郷品の制のなかつたことを察せしめよう。問題はその制度の下限であるが、すでに見たところから、その制度は郡中正の制の殆んど下限まで存在していたことが考えられる。一方、州大中正の制にあつては、周知のように州大中正は郷品を決めるのをその基本的職分としている。それだけにその変化はこれを州大中正の制制定時に求めることが可能であろう。（ただし、劉毅が吏部尚書、その兩郎中で人物を究竟しようとするといったのは、郷品が家格中心となり、そうした意味で本来の州大中正の基本的職分が有名無実化したことをふまえたものである。）

つぎに矢野氏の反対意見を掲げる。同氏は、さて、ここで注意しておくべきは、州中正設置以前においては、所謂郷品はつけられなかつたという説のあることである。例えば越智氏によれば、「かくて、州大中正の制出現時郷品の制がその一環として出現したとすべく、州大中正の制出現時以前郷品の制の存在はこれを想定しがたい

ということにならう。」(越智氏「州大中正の制に關する諸問題」史淵94輯三四頁参照)とされている。しかし、これは納得し難い意見で、例えば、魏志(21)傳嘏伝によれば、「時散騎常侍劉劭作考課法。……嘏難劭論曰。……方今九州之民、爰及京城。未有六鄉之舉。其選才之職。專任吏部。案品、狀則実才未必当。任簿伐則德行未為叙。如此則殿最之課。未尽人才。……正始(AD二四〇—二四八)初除尚書郎。」とあるが、同志同卷劉劭伝に、彼が考課法をつくつたのは、「景初(AD二三七—二三九)中受詔作都官考課」とある如く景初中のことであるから、傳嘏が劉劭の考課法を論難したのは、景初末年のことと考えてよからう。少くともこれらの事件は明帝末年のことであつたとしよよい。ところでこのころは、いうまでもなく州中正はいまだ設けられていなかったこと諸學者の一致するところである。然るに、この時において、既に、「案品、狀則実才未必当。」といわれているが、これは宛も晋書(45)劉劭伝に、劉劭が中正制の欠陥を指摘して、「凡所以立品、設狀者。求人才、以理物也。……以品取人。或非才能之所長、以狀取人。則為本品所限。」といっている場合の品、狀と、全く変るところはないであらう。即ち、品と狀とが實際任用を掌る吏部の任務と、どのように関係するかを論じているわけである。とすれば、劉劭伝の品狀が明かに中

魏時代の九品官人法について(越智)

正制における品、狀である如く、傳嘏伝の品狀も、州中正出現以前の中正制における、品と狀との存在を示すものといつてよいであらう。このように考えて前引(3)の時苗についての記事をみるに、「時苗為太官令。領其郡中正。定九品。至於叙人才。不能寬。」というところの記事は、明かに郡中正として定めるところの九品、即ち郷品九品をさすと解しても、おかしいとはいえないであらうし、「叙人才」というのは、狀のことを指していると解してよいであらう。更に、晋書(106)石季竜載記に、「魏始建九品之制。三年一清定之。雖未尽弘美。亦縉紳之明鏡。從爾以來。遵用無改。」とあるのは、嘗てふれた如く、(拙稿「狀の研究」(史学雜誌78の2))魏の初期中正制において郷品が三年に一度改定されたことを意味すれば、郡中正時代に既に郷品が存在していたことを物語るものとしてよからう。若し以上の推論に大過なしとすれば、所謂郷品なるものは郡中正制代にも存在したものであつて、決して州中正出現と共に設けられたものではないといえよう。

としておられる。矢野氏が郷品が筆者のいう郡中正の制時代にも存在していたとされる理由は、右によると、(一)魏志傳嘏伝に、州大中正の制出現以前に、品と狀とが見え、この品が郷品であること、(二)魏志常林伝の注に引く魏略に、州大中正の制出現以前に死亡した時苗が郡中正を領して「定九品」で

魏時代の九品官人法について（越智）

あつたこと、(三)晋書載記石季龍伝に、「魏始建九品之制。三年一清定。」とあるのが、魏の初期中正制において郷品が三年に一度改定されたことを意味すること、の三点にあると思われる。しかしそれらは別に州大中正の制制定時よりもまたに郷品があつたことを確定的に物語っているとはいえない。いまそれを取りあげてみよう。

まず第一の点であるが、前掲の矢野氏があげられた傅叡伝の記事は、傅叡が劉劭の考課法を難じたものの一部である。その簿伐は蓋し本人の官歴のことであろう。ただし、簿伐という言葉はやがて父祖以来の官歴といった意味に変化する。さて、品状という言葉は、矢野氏のいわれるように九品と状という言葉のこともあろうが、一方、第二節で引用した魏略に見える九品之状の意味にも、品わけした状の意味にもとれる。(前引の魏書崔亮伝には最後の品の用法が見えるが、)今最後の用法の一例をあげると、晋書卷五六孫楚伝に、

初楚与同郡王济、友善。济为本州大中正。访问銓邑人品状、至楚。济曰、此人非卿所能目。吾自为之。乃状楚曰、天才英博、亮拔不群。

とある。訪問は州大中正の部下と考えられる。この品状は明かに品わけした状のことである。これは州大中正の制時代のものであるが、それにしてもその品状が状(＝目)そのものであることに問題はない。このように見てくると、いまとり

あげている品状を郷品九品と状とを意味するとしなければならぬ必然性はないといえよう。

つぎに第二の点であるが、第二節で見たところに従うと、この「定九品」は郡の中正として九品の状を定めたと言ふことができる。必ずしも郷品九品を決めた、と言まなければならぬことはない。

つぎに第三の点であるが、「魏始建九品之制。三年一清定」とあるのは、恐らく郷品(など)を三年に一度改訂することを指しているであろう。しかし、第二節で見たところから考えられるように、そうした表現にのちの時期の投影のある可能性も十分あるのであつて、これを以て九品官人法が最初から郷品があつた証明とすることは無理である。

以上見てきたように、矢野氏のあげられた三点は九品官人法が最初から郷品の制をもっていたことを積極的に証明するものではなく、魏中期以後郷品の制が生じたとしても十分読むことができるものである。一方、さきにあげた三史料は相まつて、魏中期まで郡中正の基本的職分が九品の状を決めるにあつたのを物語っているとすべきである。そこには最初から郷品の制が存在していたと読むべき余地は殆んどない。このように見てくると、魏中期州大中正の制制定時まで郷品の制は存在しなかつたとされるであろう。